

リーダー研修会のあらまし




平成30年度 新設研修会

1 はじめに

- ▶ やまなし教員等育成指標が策定されました。その背景には次の3つの必要性がありました。
 - ▶ 教員の年齢構成比の歪みが顕著になる中で、知識・技術をスムーズに伝えてゆく必要性
 - ▶ キャリアステージ、ライフステージを考える中で、求められる資質能力を明示する必要性
 - ▶ 自己実現を目指して「学び続ける教員」を育成する必要性




第3ステージ（およそ45歳～）の全ての先生方を対象とする研修会の設置



いままで

- 新教務主任、生徒指導主事・主任、新学年主任・学部主事だけしか研修会が設置されていなかった。



これから

- ▶ 第3ステージの全ての先生方を対象とした**研修会**の設置。



リーダー研修会

校内のリーダーとしての役割、学校運営のあり方について理解を深め、資質能力の向上を図る。

2 研修の内容

▶ やまなし教員等育成指標に基づく内容

- ▶ 5001キャリア教育
- ▶ 5002学校運営－教育課程を学ぶ
- ▶ 5003学校運営－連携・協働を学ぶ
- ▶ 5004学校運営－学校安全を学ぶ

▶ 従来の新主任研修会に基づく内容

- ▶ 5005教務の仕事について学ぶ
- ▶ 5006生徒指導の仕事について学ぶ
- ▶ 5007校内リーダーと学年運営について学ぶ

それぞれの研修会を単独で、希望受講できます。

やまなし教員等育成指標、教職員人事関係実務の手引（青本）、教育関係職員必携、第3期教育振興基本計画などにも言及していきます。

▶ 5001キャリア教育

- ▶ キャリア教育の意義、全体計画立案・改善等を中心に据えながら、山梨県の教育施策の中でどのような児童生徒を、どうやって育てていくのかを考える研修会です。

▶ 5002学校運営－教育課程を学ぶ

- ▶ 第3期教育振興基本計画がスタートします。国の教育施策は何を狙っているのか、そのためには、社会の中で学校はどう動くべきなのかを考える研修会です。

▶ 5003学校運営－連携・協働を学ぶ

- ▶ 学校内での連携の在り方やリーダーシップ、学校と外部との連携の在り方について考える研修会です。

▶ 5004学校運営－学校安全を学ぶ

- ▶ 学校保健安全法を中心に、学校安全とは、また、危機管理の在り方について考える研修会です。

正解の無い問いについて考えることもしていきます。

- 5005教務の仕事について学ぶ
 - (5008新教務主任研修と同一研修会です)
- 5006生徒指導の仕事について学ぶ
 - (5009新生徒指導主事・主任研修と同一研修会です)
- 5007校内リーダーと学年運営について学ぶ
 - (5010新学年主任・学部主事研修会と同一研修会です)

これらの研修会は、今までは「新〇〇主任」でなければ受講できませんでしたが、リーダー研修会の選択の一部としましたので、「新〇〇主任」の方以外でも受講できるようになりました。

3 新教務主任等の必修研修の申込み

- ▶ 新教務主任、新生徒指導主事・主任、新学年主任・学部主事は**必修研修**です。自身の該当する専門分野と、他から1研修会以上を受講してください。

例：新教務主任の方

受講

- 5008新**教務**主任研修会
- 5009新生徒指導主事・主任研修会
- 5010新学年主任・学部主事研修会



1 研修会以上を受講する

- 5001キャリア教育
- 5002学校運営－教育課程を学ぶ
- 5003学校運営－連携・協働を学ぶ
- 5004学校運営－学校安全を学ぶ
- ✕ 5005教務の仕事について学ぶ
(5008と同一なので選択不可)
- 5006生徒指導の仕事について学ぶ
- 5007校内リーダーと学年運営について学ぶ



4 注意事項

1. 誰でも、どんどん受講してください。
 - a. 「リーダー研修会」という大袈裟な名前になっていますが、みんなで作るみんなの研修会を目指しています。
2. 全ての研修会を1年で受講する必要はありません。
 - a. 校務運営に支障の無い様に、管理職等と相談し、計画的に受講してください
3. 資料を各自で用意してください。
 - a. やまなし教員等育成指標、教職員人事関係実務の手引（青本）、教育関係職員必携、第3期教育振興基本計画 などHPで手に入るものや学校に備え付けてあるものがほとんどです。手に入れるところから研修会が始まっています。

- 
- 
4. リーダー研修会の対象は第3ステージの教員ばかりとは限りません。
 - a. 新〇〇主任等は、年齢による制限はありません。
 - b. 中堅教諭等資質向上研修（旧経10研修）を修了していれば、希望受講が可能です。